

秋田県立平成高等学校部活動運営方針

秋田県立平成高等学校

1 運営方針

(1) 1日の活動時間について

- ①平日は、長くとも2時間30分程度とし、20時には完全下校できるよう努める。
- ②土曜・日曜・祝日及び休業日等は、長くとも3時間30分程度とする。
※活動時間とは、本格的な練習時間をさす。準備運動や整理運動、練習の準備や片付け、整備等を含めずに考えるものとする。

(2) 休養日（休止日）について

- ①平日は、週あたり1日以上休養日を設定する。
- ②土日・祝日は、月あたり2日以上休養日を設定する。
- ③定期考査1週間前から終了前日までは、原則、休止日とする。
ただし、大会等直前等で活動する場合は、事前に「活動許可願」を提出し、校長の許可を得る。その際活動時間は、2時間程度とし、生徒の学習時間を十分に確保するよう配慮する。
- ④学校閉庁日は、休止日とする。
※シーズン中とシーズンオフの間で休養日を調整したり、他の日に振り替えたりする場合もあり得る。

2 体制

(1) 部活動運営委員会の設置

管理職、関係分掌主任（教務部、生徒指導部、特別活動部、保健部）、体育部長、文化部長、その他関係者を委員とする。

(2) 部活動運営委員会の開催

必要に応じて、委員長が招集し開催する。

3 留意事項

- (1) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
- (2) 大会参加期間及び週末における練習試合などの活動時間については、「1運営方針」の限りではないが、生徒や保護者の過度な負担とならないよう十分に配慮する。
- (3) 特別な事情がある大会参加などに関しては、生徒の体調などを配慮した上で、校長が判断し許可するものとする。
- (4) 顧問は責任を持って、施設・設備・用具の点検を行う。
- (5) 出張や会議等で顧問不在時の活動については、十分注意し、練習内容や練習時間に関して十分に配慮する。